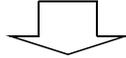


21条1項1号の指定行為(2)の修正

前回試案

- (2) 商品又はサービスの取引に際し、~~消費者が当該取引に関して知識が不足し、又は判断能力が不十分であることに乗じて、~~取引の内容、条件、仕組み等について消費者の当該取引に関する知識、経験、取引目的及び判断能力等に応じた適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。



原案

- (2) 商品又はサービスの取引に際し、取引の内容、条件、仕組み等について消費者の~~当該取引に関する知識、経験、取引目的及び判断能力、~~取引目的、年齢、身体状況、財産状況、~~社会生活上の地位~~等に応じた適切な説明をしないまま~~消費者に不利益をもたらすおそれのある~~契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 商品又はサービスの取引に際し、取引の内容、条件、仕組み等について消費者の知識、経験、判断能力、取引目的、年齢、身体状況、財産状況、社会生活上の地位等に応じた適切な説明をしないまま契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(前回試案との変更点)

- ① 事業者の適切な説明がなされないことをもって不当性を認定する条例21条1項1号に関する指定行為(2)と、契約内容に着目してその不当性を認定する同21条1項3号の指定行為に追加する(10)との間で、配慮すべき消費者の状況要素に敢えて違いを設ける合理的理由はなく、両指定とも「知識、経験、判断能力、取引目的、年齢、身体状況、財産状況、社会生活上の地位等」として同一とした。
また、新たな要素として「身体状況」を追加し、「取引履歴」は「経験」という概念に含めうるため削除した。
記載順は、法レベルでは「知識、経験、財産状況等」という順であるため、知識、経験という人の内面的・主観的な要素を前半部に列記し、年齢以下は外面的・客観的要素を列記した。
- ② 消費者の配慮要素として「当該取引に関する」という限定をつけていたが、前提として「商品又はサービスの取引に際し」という場面設定の中での配慮要素であるから、ことさら限定すべき必要性はなく、「年齢」以下の要素とは直接的には結びつかない要素でもあり削除した。
- ③ 1号の指定行為(2)は、消費者の状況に応じた適切な説明がされたか否かが不当性認定の要件であり、ことさら「消費者に不利益をもたらすおそれのある」ことを要件とする必要はなく、また1号の他の指定行為に同様の要件を規定するものはないため削除した。

条例第 21 条

事業者が消費者との間で行う取引に関する行為のうち、次の各号のいずれかに該当する行為であって市長が指定するものは、不当な取引行為とする。

- (1) 消費者に対して、商品若しくはサービスの契約に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

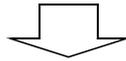
条例第 21 条第 1 項第 1 号に該当する行為（市長による指定（告示））

- (1) 商品又はサービスに関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報を消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 商品又はサービスの取引に際し、消費者が当該取引に関して知識が不足し、又は判断能力が不十分であることに乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 商品若しくはサービスの販売以外のことが主たる目的であるかのように見せかけることなどにより、商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにしないで消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 消費者に対して、あらかじめ、契約の申込み又は承諾となることを知らせずに、電子計算機の操作において誘導することなどにより、当該事業者又はその他の事業者に対する契約の申込み又は承諾をさせること。
- (5) 商品又はサービスの取引に際し、消費者が契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 商品又はサービスの品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等が実際のもの又は他の事業者により提供されるものと比較し、著しく優良又は有利と消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 商品又はサービスの名称に他人の商品又はサービスと同一又は類似のものと誤信させるような紛らわしい名称を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 商品若しくはサービスの購入若しくは利用又は商品の設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な若しくは社会的信用のある法人、団体、個人等の関係者であるかのように説明し、又は官公署、公共的団体若しくは著名な若しくは社会的信用のある法人、団体、個人等による許可その他の関与があるかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (10) 事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報を明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (11) 商品又はサービスの取引に際し、将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

2 1 条 1 項 3 号の指定行為(10)追加

前回試案

(10) 当該取引に関する消費者の知識，経験，取引目的及び判断能力のほか，消費者の収入や財産状況，過去の取引履歴並びに年齢，性別，社会生活上の地位等，消費者の経済的・社会的状況に照らし社会通念上著しく相当性を欠く内容の契約を締結させること。



原案

(10) ~~当該取引に関する~~消費者の知識，経験，~~取引目的及び判断能力のほか~~，~~消費者の収入や財産状況~~，~~過去の取引履歴並びに~~取引目的，年齢，性別，~~身体状況~~，財産状況，社会生活上の地位等，~~消費者の経済的・社会的状況に照らし社会通念上著しく相当性を欠く~~不~~適~~当と認められる内容の契約を締結させること。

(10) 消費者の知識，経験，判断能力，取引目的，年齢，身体状況，財産状況，社会生活上の地位等に照らし社会通念上不~~適~~当と認められる内容の契約を締結させること。

(前回試案との変更点)

- ① 1号の指定行為(2)と同様「当該取引に関する」を削除した。
- ② 「財産状況」という概念には「収入」も含まれるため「消費者の収入や」を削除した。
- ③ 配慮すべき消費者の状況要素を1号の指定行為(2)と同一とする関係上，取引行為の不当性の認定を男・女の別に着目し，その能力差を前提としているともとれるため「性別」を削除した。
- ④ 「消費者の経済的・社会的状況」という表現は，知識，経験以下のすべての要素を包含する概念ではないため削除した。
- ⑤ 特定商取引法や都条例では，消費者の状況に照らし「不~~適~~当」という表現を用いており，何をもって「不~~適~~当」とするのかの判断基準として「社会通念上」という基準を示すこととし，「社会通念上不~~適~~当と認められる」と修正した。
また，「著しく相当性を欠く」と「不~~適~~当」との関係が明確でないため「著しく相当性を欠く」を削除した。

条例第 21 条

(3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当する行為（市長による指定（告示））

- (1) 消費者の契約の申込みの撤回等（条例第 21 条第 1 項第 7 号に規定する「申込の撤回等」をいう。以下同じ。）をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- (2) 契約に係る損害賠償の額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。
- (3) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。
- (4) クレジットカード、会員証、パスワード等の商品の購入若しくはサービスの提供を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用されたときに、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させること。
- (5) 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定める等、当該契約に関する紛争又は苦情の処理について消費者に不当に不利な内容の契約を締結させること。
- (6) 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。
- (7) 消費者にとって不当に過大な量である商品若しくはサービス又は不当に長期にわたって提供される商品若しくはサービスの購入を内容とする契約を締結させること。
- (8) 商品又はサービスの購入に伴って消費者が受ける信用が当該消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴う内容の契約を締結させること。
- (9) 消費者が購入の意思を表明した主たる商品若しくはサービスと異なるもの又は消費者が事業者提供した年齢、収入、職業等の情報とは異なる情報を記載した契約書を作成して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

指定(10)の追加